



平成27年度第5回理事会
議事録



平成28年2月25日(木)



公益財団法人武蔵野市福祉公社

平成27年度 第5回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成28年2月25日(木) 午前10時00分から正午まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 長澤 博暁	理事	安達 高之
	理事 安藤 真洋	理事	大野 壽三枝
	理事 黒竹 光弘	常務理事	福島 文昭
	監事 安田 大	監事	五十嵐 利光

5. 欠席理事数及び氏名 理事0名 監事0名

6. 傍聴者 0名

7. 議事日程

日程第1 議案第25号 平成27年度第2回補正予算について
日程第2 議案第26号 職員給与規程の一部を改正する規程について
日程第3 議案第27号 会計処理規程の一部を改正する規程について
日程第4 議案第28号 平成28年度事業計画及び収支予算について
日程第5 議案第29号 老後福祉基金の一部取り崩しについて
日程第6 議案第30号 平成28年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
日程第7 議案第31号 理事の辞任に伴う後任者の推薦について
日程第8 議案第32号 平成27年度第4回評議員会の開催について
日程第9 報告事項 本社屋の長期保全計画の策定について

8. 議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9. 議事録署名人 理事長 長澤 博暁
監事 五十嵐 利光
監事 安 田 大

長澤理事長から本日の出席者について出席理事6名、定数6名で定款第35条による過半数4名を満たしており、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。また本理事会の議事録署名人は定款第36条第2項により出席した理事長と監事が行う旨の報告があった。

10. 議事の経過及び結果

「日程第1 議案第25号 平成27年度補正予算（第2回）について」

事務局説明

福島総務課長 ただいま議題となりました「議案第25号 平成27年度補正予算（第2回）について」ご説明申し上げます。武蔵野市より、武蔵野市認定ヘルパー養成研修委託事業を受託するため、また北町高齢者センターにおいて小規模ハウス管理運営事業及びデイサービス管理運営事業の受託料収入に変更があったことから、補正予算の承認を求めるものでございます。

詳細については担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。ホームヘルパー養成等講習事業において、武蔵野市認定ヘルパー養成講習事業を受託したことから、受託費として54万円、収入を補正いたしました。次に、北町高齢者センター管理運営事業において、平成27年5月に前所長山崎倫子氏の死去に伴い、受託料収入として計上しておりました所長報酬を減額する変更契約を行ったことから、受託料収入、給料手当支出及びそれに伴う消費税の支出について減額いたしました。

質疑

質疑、意見なく、「日程第1 議案第25号 平成27年度補正予算（第2回）について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第2 議案第26号 職員給与規程の一部を改正する規程について」

事務局説明

福島総務課長 ただいま議題となりました「議案第26号 職員給与規程の一部を改正する規程について」ご説明を申し上げます。現在、福祉公社では東京都行政職（1）給料表をもとに武

蔵野市が作成している給料表を使用しているところがございますが、平成26年東京都人事委員会勧告に基づく給料と地域手当の配分変更については未実施となっております。このため、平成27年東京都人事委員会勧告に基づく改定と合わせ、今般給与改定を行うものでございます。また、期末勤勉手当の職務加算については、東京都及び周辺市と比較して高率であることから、改定を行うため、承認を求めるものでございます。なお、改定内容については職員との合意に至っていることを報告させていただきます。詳細については担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。第14条第2項は地域手当の月額について規定しております。改正前は、給料、扶養手当、及び管理職手当の合計額に100分の15.0を乗じて得た額としておりましたが、改正後は100分の16.0と字句の改正を行うものです。

別表1は、第9条に規定する給料表を定めております。改正前が別添1、改正後が別添2の給料表となります。経過措置として、この改正に伴い、施行日においてその者の受ける給料月額が改正前の給与月額に達しないこととなるものについては、平成30年3月31日までの間、給与月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給します。ただし、平成24年改正規程附則第2項の規定により、特例として、施行前の前日の給料月額との差額を加えた額を支給されている者（以下「特例対象者」という。）については、施行日の前日において受けていた給料月額に0.99138を上乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数を切り上げるものとする。）を給料月額とします。特例対象者の経過措置後の取り扱いについては、平成30年4月以降についても引き続き特例対象者である者については、平成30年3月31日における給料月額に0.96587を乗じた額（100円に満たない端数がある場合は、その端数を切り上げるものとする。）を給料月額とします。別表5は、第21条に規定する期末手当の職務に応じた加算割合について規定しております。改正前が別添3、改正後が別添4となります。係長、センター長、主査及び担当係長の割合が100分の10から100分の8へと改正されております。

質疑

安達理事 特例対象者の経過措置の給料月額に対する0.99138や0.96587という数字はどういう数字なのでしょうか。

福島総務課長 その0.99138については、以前に福祉公社が東京都の給料表の1級下を使う給料表に移行した際に、既に給料表に該当する給料月額がなく、最高給を超えている人について現給保障をしている。これが特例対象者と呼んでおりますけれども、この者については現在の給料と地域手当の総額を合わせた額を現給保障するために、その数字になる乗数が0.99138であるというものでございます。

次の0.96587については、単純には3月31日で他の職員も全て現給保障が解かれることになるわけですが、その際に以前からの現給保障者に対しては、東京都の給与表における該当する等級の最高号級の変更割合が0.96587になっておりますので、これに合わせてこのものに対する変更も0.96587を乗じるということにしたものでございます。

その他、質疑、意見なく、「日程第2 議案第26号 職員給与規程の一部を改正する規程について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第3 議案第27号 会計処理規程の一部を改正する規程について」

事務局説明

福島総務課長 ただいま議題となりました「議案第27号 会計処理規程の一部を改正する規程について」ご説明を申し上げます。武蔵野市の平成28年度予算編成要綱において、備品とする範囲の金額要件が、購入予定価格「1万円以上（消費税込）」から「3万円以上（消費税込）」とされたことから、指定管理事業等の収支予算書において混乱を避ける観点から、当法人の会計処理規程も同じく改正を行うことについて承認を求めるものでございます。詳細については担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。第40条では、物品の範囲について規定されております。第1項第1号では商法品の範囲について、第2号では消耗什器備品の範囲について示されております。消耗品については1万円未満のものから3万円未満のものへ、消耗什器備品については1万円以上10万円未満のものから3万円以上10万円未満のものへ、字句の改正を行うものです。

質疑

質疑、意見なく、「日程第3 議案第27号 会計処理規程の一部を改正する規程について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第4 議案第28号 平成28年度事業計画及び収支予算について」

「日程第5 議案第29号 老後福祉基金の一部取り崩しについて」

長澤理事長から関連性があるため一括審議の申し出がなされ、他の理事から異議なく一括して審議することとした。

事務局説明

福島事務局長 「日程第4 議案第28号 平成28年度事業計画及び収支予算について」説明をいたします。時間の都合上、要点の説明とさせていただきます。在宅介護の推進、介護従事者の確保等、地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっており、福祉公社においては市独自の基準によりいきいき支え合いヘルパー養成事業を受託をし、介護人材の確保・育成に努めてまいります。また、有償在宅福祉サービス事業、権利擁護事業は、28年度末をもって経過措置を終了いたします。同事業を現在利用している方々が引き続き住みなれた地域で生活を継続できるよう、適切なサービスへの移行を支援してまいります。在宅介護支援センターには、生活支援コーディネーターを増員配置し、サロン活動の立ち上げや地域のネットワークを構築してまいります。旧山崎邸の活用方法につきましては、今後有効に活用されるよう、山崎所長の終意思やボランティアからの意見など、市の検討課題への提案を行っております。福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方については、引き続き課題整備を進めてまいります。以上、4項目を重点項目と位置づけ、取り組んでまいります。

事業番号1の有償在宅福祉サービス事業は、事業費が3,898万6,000円で、平成29年3月で経過措置によるサービス提供を終了することから、ご利用者の方が地域で安心して生活していただけるよう、他の事業への移行を支援してまいります。事業番号2のつながりサポート事業は、事業費が321万3,000円で、緊急時の対応や入院、入所、没後を含めた生活設計に関する具体的な相談等、安心して地域で在宅生活を送っていただくための支援をしてまいります。事業番号3の権利擁護事業は、事業費2,024万3,000円で、権利擁護事業及び直ちに権利擁護の支援が必要な方に対する緊急一時対応として、権利擁護レスキューを実施します。また、生活保護受給者金銭管理支援業務を長期入院者にも範囲を拡大し、武蔵野市より受託し、実施します。事業番号4の地域福祉権利擁護事業は、事業費が543万4,000円で、東京都社会福祉協議会から地域福祉権利擁護事業を受託し実施します。広く市民の方に権利擁護制度を利用いただけるよう、引き続き利用促進のための広報を進めてまいります。また、今後利用者の増加が見込まれることから、利用者に直接サービスを提供する生活支援員の養成を進めるとともに、専門員の対応力強化に努めます。事業番号5の成年後見事業は、事業費3,841万2,000円で、法人後見の受任とともに、武蔵野市の成年後見制度推進機関として成年後見制度の推進に努めます。専門職、行政関係者で成年後見連絡会を開催し、後見申し立てを必要とする市民が適切な後見人に結びつくための協議や情報交換等を行っていきます。また、近隣社会福祉協議会と共同で、社会貢献型市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の育成に努めます。老いじたく一般知識としてエンディングノートを含めた基礎講座、成年後見や相続、遺言の専門講座を開催し、市民の

方々が今後の備えをするための情報提供や相談を行っていきます。事業番号6の生活困窮者自立支援法関連事業は、事業費1,066万1,000円で、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施します。相談者が今後の生活設計を描けるように、関係機関と連携し、支援調整会議を行い、伴走型の支援を行っていきます。事業番号7、住居確保給付金申請窓口業務等は521万8,000円で、離職によって収入が得られない状況に置かれた市民が、住む場所を確保しながら求職活動が行えるよう、住居確保給付金事業を実施し、包括的な相談を行いながら支援していきます。事業番号8の居宅介護支援事業は、事業費2,442万3,000円で、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。主任介護専門員を配置し、利用者状況等の伝達を目的とした会議を定期的で開催します。また、24時間連絡体制・相談対応体制を確保し、特別事業所加算Ⅱを維持し、収入の安定を図ります。事業番号9の訪問介護サービス事業は、事業費1億1,498万2,000円で、介護保険法に基づく訪問介護サービス事業を実施します。地域包括ケアの観点から、多機関・多職種連携を進めていきます。登録ヘルパーのモチベーションの向上や、人材確保と資質の向上を目指し、長時間勤務者の待遇改善や、介護福祉士の受験支援をしています。また、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、一体的な研修が行えるようにしていきます。平成27年10月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことから、サービス提供がスムーズに行えるよう、市と協議しながら進めてまいります。事業番号10の居宅介護サービス事業は、事業費が1,143万9,000円で、障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、関係諸機関と連携をとりながら支援してまいります。事業番号11の生活支援事業は、事業費が1,819万1,000円で、市から生活支援ヘルパー派遣、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を受託し、実施します。生活支援ヘルパー派遣については、利用者のほとんどが介護予防・日常生活支援事業へと移行するため、移行後支援してまいります。また、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業については、利用者が増加しており、今後もサービスの質を維持しながら、利用者のニーズに応えてまいります。事業番号12のホームヘルパー養成等講習事業は、事業費が453万6,000円です。介護職員初任者研修は専門知識のみではなく、幅広い視野を持ち、主体的に取り組んでいける専門的な人材を育成していきます。また、今年度も講習費の8割を返還する「ケアキャリア28」を実施してまいります。介護予防日常生活支援総合事業を担う、武蔵野市認定ヘルパー養成研修を実施し、高齢者を地域で支えていく人材を育成します。また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップ研修も実施してまいります。次に、Ⅲ高齢者福祉施設の管理運営等受託事業ですが、事業費総額は3億7,458万4,000円で、高齢者総合センタ

一と北町高齢者センターの受託事業です。高齢者総合センター受託事業は、事業費が2億9,983万9,000円で、センターの管理運営、デイサービス事業、社会活動センター事業の3事業を指定管理事業として、在宅介護支援センター、補助器具センター事業を市からの受託事業として実施します。事業番号13の高齢者総合センターの管理運営事業は、事業費が5,801万円で、高齢者総合センターの設立の目的に沿い、センターの管理運営を行います。地域で福祉活動に携わっている市民や福祉団体と連携して、まちぐるみの支え合いを推進する一端を担っていきます。また、施設の維持管理経費を節減するため、第三者によるコンサルティング導入について市と協議していきます。事業番号14の在宅介護支援センター事業は、事業費が5,857万6,000円で、在宅介護支援事業を行います。独居高齢者等の把握や孤立防止の取り組み等に努めてまいります。また、家族介護支援教室「みどりの輪」を実施し、当事者間の支え合いの交流を図ります。また、地域包括支援センターを受託をし、高齢者虐待、権利擁護、困難事例等に機動的に対応し、支援者支援にも取り組んでいきます。今年度新たに配置予定の生活支援コーディネーターを中心として、サロン活動の立ち上げや地域のネットワークの構築に重点的に取り組んでまいります。事業番号15、補助器具センター事業は、事業費が2,332万1,000円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の機種を選定、生活動作のアドバイス等、包括的な住環境整備の支援を行います。民間事業者やケアマネジャー等、専門職の実務能力の向上も図ります。また、排せつ相談やスピーチセラピーなど、必要な専門相談を実施します。さらに地域住民に対する介護方法や用具の活用の講座・研修を実施してまいります。今後の補助器具センターのあり方については、補助器具センターあり方検討委員会の結論を受け、取り組んでいく予定でございます。事業番号16のデイサービスセンター事業は、事業費が9,750万1,000円で、介護保険によるデイサービスセンター事業を実施します。公設民営のデイサービスとして、重介護や医療ニーズのある利用者、多課題利用者を積極的に受け入れてまいります。利用者の在宅生活の継続を図るため、機能訓練と入浴サービスに注力してサービスを提供いたします。趣向を凝らした多彩なプログラムや四季折々の行事を実施することにより、心身機能の維持向上を図ります。また、介護に当たる家族とのコミュニケーションを積極的に行い、個別処遇の向上に努めます。ケアマネジャーとの連携等を密にし、当デイサービスの特徴や実績をアピールし、高い稼働率を上げることを目指します。地域に開かれたデイサービスセンターを目指し、世代間交流を行います。また、社会復帰を目指す若者をボランティアとして積極的に受け入れ、その社会性や対人折衝能力の回復・向上を支援します。市内デイサービスセンターの管理事業者として、市内の事業者のケア水準の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担います。事業番号17

の社会活動センター事業は、事業費6,243万1,000円で、老人福祉法に定める老人福祉センターとして、健康増進、教養、レクリエーション等の事業を実施してまいります。また、地域包括ケアの推進を踏まえ、介護予防の観点からの取り組みも進めてまいります。講座の実施機関や分類を見直し、より多くの高齢市民が健康づくりと介護予防の活動に参加することができるよう取り組みます。地域健康クラブは、受講者の高齢化と低体力化に対応するため、運動強度を軽・中・強の3コースに分類・増設し、心身状況や体力レベルに応じたコース選択ができるよう、編成をいたします。また、クラス数と定員数をふやすことで、より多くの高齢市民が参加できるようにいたします。また、サポートボランティアの協力を得て、要援助受講者の支援も充実させてまいります。自主グループに対しては、施設・備品の貸し出しを実施します。また、講師の紹介及び自主グループの組織運営に関する相談会を実施して、自主グループの活動を促進します。境南小学校と協働し、高齢者と小学生との交流を図りながら、市民の講座を実施する世代間交流事業を実施します。地域福祉活動を支援していくため、社会活動センターの受講者、地域福祉の諸団体等と協働して、コミュニティカフェを定期的開催し、市民の地域活動参加へのきっかけづくりを行います。また、在宅介護支援センターが設置する地域支え合いサロンと協働して、社会活動センター講座受講者が地域活動に参加するための新たな取り組みを検討します。なお、自主事業である「ふれあいまつもと」については、引き続き有効な活用法や適正な受益者負担等を検討してまいります。事業番号18の北町高齢者センター受託事業は、事業費7,474万5,000円で、センターの管理運営、デイサービス事業及び小規模サービスハウス事業を行います。当センターは多くの市民ボランティアが運営に参画していますが、その高齢化対応と新たな活動者の確保が課題です。第二期中長期事業計画に沿ってボランティア育成と活動の充実に取り組みます。また、利用者と年の差がない元気高齢者の活躍の場として、利用者が高齢ボランティアの交流を図り、相互に心身によりよい影響をもたらすよう働きかけていきます。また、世代間交流を広げるため、地域の大学や団体との連携を進め、新たなボランティア人材を育成していきます。山崎倫子所長の居住家屋が市に遺贈されたことから、活用方法を市が協議をしております。福祉公社として所長の終意思に沿うよう、ケアサロンのあり方の検討とあわせて検討してまいります。家族支援の充実を期して、両者の相互理解を深めるため、ボランティア講習会と家族介護教室を一体化して実施します。職員研修では、センターの特性を生かして、質の高いサービスを提供できるよう、ボランティアコーディネートと認知症について重点的に学びます。小規模サービスハウスは、入居者が積極的にセンター業務に参加するなど、交流の機会を増やし、孤立感なく社会性を保持できるようにします。また、入居者にと

ってライフキーパーや職員に気軽に相談できる存在であるように、日常的に交流を行うとともに、その生活課題を整理し、他の福祉サービスと連携して支援します。事業番号19の管理費は、事業費が7,153万1,000円で、福祉公社の組織運営を行います。引き続き必要とされる職員増及び研修体系の検討、市民社協との組織のあり方の検討を進めます。また広報の充実として、ホームページの全面リニューアルを行います。中長期事業計画、財政健全化計画については、理事長ヒアリングを実施し、進捗管理を行うとともに、年度当初の定例理事会において、前年度の進捗状況を報告いたします。

次に、収支予算についてご説明をいたします。

I 事業活動収支の部、1、事業活動収入ですが、基本財産運用収入は前年度比16万8,000円減を見込み、16万8,000円を計上しました。特定資産運用収入は、老後福祉基金などの運用収入ですが、前年度比115万5,000円減を見込み、34万9,000円を計上しました。これらは国債利率の低下等によるものでございます。次に、自主事業収入ですが、家事援助等給付事業収入は、利用者のサービス移行を踏まえ、前年度比1,286万5,000円減の3,565万円、「つながりサポート事業利用料収入」は191万円増の353万円を計上いたしました。次に、介護保険収入ですが、居宅介護支援給付費収入は体制強化を図ることで、前年度比534万7,000円の増を計上いたしました。通所介護サービス給付費収入は、稼働率の向上により586万2,000円の増収を見込んでおります。訪問介護サービス給付費収入は、実績を踏まえ、前年度比741万8,000円の減を見込み、介護保険収入としては前年度比646万1,000円増の2億8,151万5,000円を計上いたしました。居宅介護サービス事業収入は、利用者減により、前年比33万3,000円減の1,157万8,000円、ホームヘルプ個人利用収入は、自費利用者の増により前年比380万6,000円増の842万円を計上しました。成年後見人報酬収入は、利用者が年々増加していることから、前年度比492万円増の2,532万円、その他の自主事業も含め、自主事業収入の総額として前年度比642万6,000円増の3億8,811万4,000円を計上いたしました。受託事業収入ですが、北町高齢者センター受託料収入は、生活支援デイサービスの廃止、所長人件費の廃止等により、前年度比322万9,000円減の795万9,000円を、高齢者総合センター受託料収入は、地域健康クラブの再編、在宅介護支援センターへの生活支援コーディネーターの配置等により、1,044万3,000円増の1億9,740万6,000円を計上しました。ホームヘルプセンター受託料収入は、生活支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業への一部移行により、54万円の減で計上いたしました。また、新たに武蔵野市認定ヘルパーの養成及びサポートとして計180万円を計上いたしました。地域福祉権利擁護事業受託料収入は、補助基準の見直しにより168万5,000円の減で計上いたしました。補助金等収入

ですが、地方公共団体補助金収入では、運営費補助金収入は他事業への補助金が増加したために運営費は減らすということ、リバースモーゲージ事務量の算定見直し等により490万3,000円減の4,624万2,000円、権利擁護事業補助金収入、成年後見人制度活用推進事業補助金収入の増減については、補助対象の見直しによるものでございます。これら地方公共団体補助金収入は529万9,000円減の7,023万9,000円を計上しました。市への職員研修派遣による負担金収入は42万9,000円減の740万4,000円。その他も含め、補助金等収入は560万2,000円減の7,776万9,000円を計上しました。これにより、事業活動収入は、前年度比534万円増の7億1,766万1,000円になります。事業費支出説明は、各課長からご説明をいたします。

荒井課長 事業番号1、有償在宅福祉サービス事業でございます。支出総額は、前年度比1,656万1,000円減の3,898万6,000円です。主な支出のうち、人件費は734万8,000円で、前年度比420万6,000円の減です。これは有償在宅サービスにかかわる職員が、実際にはつながりサポート事業、権利擁護事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見事業、生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業の7事業に携わっていることによる事業振り分けの案分となっております。主な支出の扶助費支出は、生活費、医療費、住宅改修費等の福祉資金貸付事業による貸付金の支出となりますが、2,481万3,000円で、前年度比656万1,000円の減です。利用者の死亡、入所等による解約のため、28年度減額いたしました。総支出額は3,898万6,000円です。続きまして、事業番号2、つながりサポート事業。主な支出は人件費253万7,000円で、支出総額321万3,000円です。続きまして、事業番号3、権利擁護事業。支出総額2,024万3,000円、主な支出は人件費1,809万7,000円です。続きまして、地域福祉権利擁護事業でございます。支出総額543万4,000円、主な支出は人件費414万7,000円です。続きまして、事業番号5、成年後見事業は割合を見直した人件費3,637万1,000円が主な支出で、支出総額は3,841万2,000円です。事業番号6、生活困窮者自立支援法関連事業は、支出総額1,066万1,000円、主な支出は人件費992万7,000円です。続きまして、事業番号7、住居確保給付金事業は、支出総額521万8,000円、主な人件費は486万円です。事業番号8、居宅介護支援事業は、支出総額2,442万3,000円、主な支出は人件費の2,302万5,000円です。続きまして、事業番号9、訪問介護サービス事業は、人件費、諸経費を10番の居宅介護サービス事業、11番、生活支援事業、12番、ホームヘルパー養成等講習事業と案分しております。支出総額は1億1,498万2,000円、主な支出は人件費で1億632万8,000円です。続きまして、事業番号10、居宅介護サービス事業は、総支出1,143万9,000円、主な支出は人件費1,135万4,000円です。続きまして、事業番号11、生活支援事業は、総支出1,819万1,000円、主な支出は人件費の1,808万2,000円です。事業番号12、ホームヘルパ

一養成等講習事業は、総支出453万6,000円、主な支出は人件費133万1,000円です。説明を交代いたします。

服部課長 事業番号13、高齢者総合センター管理運営事業。支出総額は5,801万円、主な支出は人件費3,279万円、修繕費206万7,000円、委託費1,735万円などです。続きまして、39ページ、事業番号14、在宅介護支援センター事業です。支出総額5,857万6,000円、前年比574万6,000円増です。これは先ほど申し上げましたが、新たに配置される生活支援コーディネーター人件費分が主な増額理由です。主な支出は人件費5,396万4,000円です。続きまして、補助器具センター事業です。事業番号15です。支出総額2,332万1,000円、人件費1,916万4,000円が主な支出です。さらに事業番号16、デイサービス事業です。支出総額9,750万1,000円、主な支出は人件費6,684万7,000円です。それから委託費2,129万7,000円です。事業番号17、社会活動センター事業です。支出総額6,243万1,000円、前年比571万3,000円の増です。地域健康クラブの拡大による増額であります。主な支出は人件費1,865万7,000円、諸謝金1,494万2,000円、委託費2,275万8,000円です。続きまして、事業番号18、北町高齢者センター管理運営事業です。支出総額7,474万5,000円、主な支出は人件費5,407万6,000円、給食材料費583万円です。以上でございます。

福島総務課長 事業番号20、管理費。収入につきましては、資産運用収入の減、運営費補助の減等により572万5,000円の減といたしました。支出総額は7,153万1,000円で、減額の主なものについては不動産取得税に減による租税公課支出、増額の主なものにつきましては、社屋修繕費、総務課での集中処理に伴う嘱託職員の配置等によるものでございます。

次に、平成28年度収支予算書、平成28年度予算明細書をごらんください

福島事務局長 事業別一覧でございます。収入7億1,766万1,000円、支出が7億4,185万3,000円で、収支差額は2,419万2,000円の支出超過の予算となっております。当期収支差額をご覧ください。事業活動収入計、支出計、収支差額は先ほどの収入合計額、支出統計額、収支差額と同額でございます。投資活動収支の部、投資活動収入、老後福祉基金取崩収入4,885万円は、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、当期収入不足分等に充当するものでございます。投資活動支出は、老後福祉基金預金から取り崩した退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出などへの充当により、合計で前年度比454万2,000円減の2,328万6,000円を計上しました。これにより、投資活動収支差額は2,556万4,000円のプラスとなります。財務活動収支はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額はマイナス362万8,000円となります。続きまして、平成28年度収支予算内訳表をご覧ください。これは、公益財団法人として、平成28

年度の予算における公益目的事業と法人会計の経理区分を明確化し、東京都に報告するためのものがございます。具体的には、管理費等を公益認定申請時に取り決めた案分方法等により、公益目的事業と法人会計に振り分けた後の収支予算をあらわしたものです。公益目的事業の経常収益計は6億6,812万8,500円。経常費用計7億407万579円で、公益目的事業の当期経常増減額は、3,594万2,079円のマイナスとなります。

法人会計の経常収益額は4,953万2,500円で、経常費用計は5,830万421円で、法人会計の当期経常増減額は、876万7,921円のマイナスとなります。公益目的事業と法人会計を合わせた当期経常増減額は、4,471万円のマイナスとなり、この額は収支予算書の67ページ、事業活動収支差額マイナス2,419万2,000円と、投資活動収入の部、老後福祉基金預金取崩収入の退職給付引当資産積立581万円、減価償却引当資産積立1,158万円及び括弧書きの情報システム機器等積立費用312万8,000円を合わせた金額と一致するものがございます。

続きまして、議案第29号についてご説明をいたします。

福島総務課長 平成28年度当初予算において、老後福祉基金規程第5条第1項第2号、第3号及び第4号イの規定に基づき、老後福祉基金の一部（4,885万円）を処分（取り崩し）したいので、承認を求めるものがございます。詳細は担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。当期収支差額、投資活動収支の部、老後福祉基金取崩収入として、介護職員初任者研修受講料返還金76万円、退職給付引当資産積立充当分として581万円、減価償却費積立資産積立充当分として1,158万円、当期収入不足分として2,343万2,000円、固定資産取得支出充当分として226万8,000円、予備費支出充当分として500万円、合わせて4,885万円を予定しております。

質疑

安藤理事 事業計画書 事業番号14の在宅介護支援センター事業について、生活支援コーディネーターを中心としてサロン活動の立ち上げや地域のネットワークの構築に取り組むとあるが、全体的にどういうイメージなのかお教えいただきたい。それから事業番号16デイサービスセンター事業について、社会復帰を目指す若者をボランティアとして受け入れるとあるが、この社会復帰を目指す若者というのはどういう人たちで、どういうつながりを持っているのか教えていただきたいと思います。

松原在宅介護支援センター長 生活支援コーディネーターのイメージについてご説明申し上げます。地域の住民の方々の力をかりながら、生活支援コーディネーターは下から支えるという形で、各地域にサロン、居場所ではなくサロンという言葉を使っていますけれども、地域の皆

さんが集える場所であったりとか、情報の発信、入手であったりとか、引きこもりの方々を誘い出すための場所であったり、そういったもろもろのこと、地域の課題を発見して、地域の人たちがつながっていくために、生活支援コーディネーターが地域を耕すことを始めて、その先にサロンの立ち上げと考えております。

方波見デイサービスセンター長 社会復帰を目指す若者というのは、若者就労サポートネットという団体がございまして、そちらとの協働で、引きこもりだったり、あとは挫折をしてしまった若者の社会に復帰のきっかけということで、当センターのボランティア活動に参加をいただいているということでございます。

安藤理事 生活支援コーディネーターは、お1人の方が全部やられるということなんですか。
松原在宅介護支援センター長 いいえ。国では、在宅介護支援センターには、緊急対応が余りにも多いので、そちらに手間をとられてしまうので、生活支援コーディネーターは専任がよからうという話が出ておりますが、生活支援コーディネーターを中心としながら、ほかの在支職員全員が同じように担っていくようにしたいと考えています。在宅介護支援センターが緊急対応する際には、地域の力が非常に重要なので、そのために全職員が地域に関わっていくことも重要にしたいと考えております。割合としては生活支援コーディネーターが5割、6割になろうかと思えます。

黒竹理事 ボランティア活動に関連してくると思いますので、直接公社さんとは関係ないのかもしれませんが、今、武蔵野市の28年度予算の概要の中で、健康福祉項目の中でシニア支え合いポイント制度、これの試行を実施するということが項目として挙げられておるわけなんですけれども、それに対して公社さんとしては、市のほうと何らかの連携、協力、そういった協議をされているのでしょうか。

福島総務課長 シニア支え合いポイント制度につきましては、10月実施を市のほうでは想定していると考えておりますが、現在のところ、直接的な説明等はまだございませんで、今後の調整になってくるかと思えます。ただ、北町高齢者センター、高齢者総合センター等にも多くのボランティアがいますので、当然対象になってくるものというふうに考えております。

安達理事 事業番号17社会活動センター事業について、ボランティア拡充のために独自のボランティア育成を検討しますとありますが、北町高齢者センターにも、第二期中長期事業計画に沿ってボランティア育成と活動の充実に取り組みますとあります。社会活動センターで独自のボランティア育成を検討しますというのが、公社全体のボランティアのあり方なり育成方法を考える中枢的な機関となるべきじゃないかというような感じがするんですけども、この辺の

考え方はどうなのでしょう。

福島総務課長 理事ご指摘のとおり、北町はかなり古く、立ち上げ時からボランティアが中心となって活動をしてきました。それから、高齢者総合センターではそれぞれ、例えばデイサービスに入っているボランティアと、ここで新たに社会活動センターにもその活動を広げたいというような。そういう意味ではそれぞれが必要さも踏まえて、地域の力をかりてというようなことで進めているのが現状でございます。

ただ、今後公社としてボランティアとどのように連携をして進めていくのかというのは、もう少し総合的な視点で考えなければいけないかと思っておりますので、これについては今後検討を進めてまいりたいと思います。

安達理事 1つは、重点項目の中に第1番目に介護人材の確保・育成とあり、これを受けて9の訪問介護サービス事業の中に、介護福祉士の受験支援をしていきますとあります。隣の13のホームヘルパー養成等講習事業の中には、真ん中あたりに、一定期間実務についての受講生に対してケアキャリア28を適用していくとあるんですけども、この介護福祉士の受験支援という中身と、資格を取ったときに定着していくための仕掛けというのはどのように考えられているのか。

それから、7の住居確保給付金事業の、求職活動期間の家賃費用を有期で支給するとあるんですが、これは何件ぐらいを想定されているのか。

それから、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行していくと、介護予防・日常生活支援総合事業そのものが幾らぐらいの予算かかるのかは、予算書からはちょっと読めないような気がするんです。この辺をちょっとご説明いただければありがたいと思います。

それから、12の生活支援事業で、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業については、昨年同様利用者が増加しているとあるのですが、予算書ではヘルパーの額が減額になっているように見えるんですけども、そこら辺の説明をお願いをしたいと思います。

荒井課長 まず、介護福祉士の受験資格・支援をしていくということでございますけれども、今、介護福祉士の人数が少ないものでございますから、それに伴ってレベルアップを図るとともに、モチベーションを上げるという意味で、受験費用の負担を一定程度させていただくというふうに考えております。合格した暁に申請していただいて、返金するというような形をとりたいと思っております。ホームヘルパーの養成講習のケアキャリア28は、受講料の8割を返金させていただくということで、武蔵野市内の訪問介護事業所の人材確保ということでやっております。

次に2番目が住居確保給付金の事業でございますけれども、これは市の受託事業でございます。今、15人の方が利用されておられます。特に上限はございません。市の審査が通れば、受給できることになっております。市の予算措置でしておりますので、私どもの予算書では掲載しておりません。

安達理事 住居確保給付金については、支出は、要するに人件費の部分だけといくことなのですね。

荒井課長 そうです、はい。住居確保給付金の支出はほとんど人件費でございます。実際の給付金に関しては市のほうの予算書に計上されておりますので、私どもで上限を設けているということではございませんので。

安達理事 事業全体を受託しているわけでしょう。でも支出は市の方でやっているというのはどういうことですか。

福島総務課長 住居確保給付金については、受付窓口業務の委託を受けているという形でございます。

安達理事 わかりました。

荒井課長 次が日常生活総合支援事業。基本的に今の要介護、要支援の1、2のご利用者の方がお移りになるという想定でございますので、同人数というふうなことで考えております。

福島総務課長 介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、デイサービスもありますし、ホームヘルプもありますし、市の全体の要支援1、2の方が徐々に要介護認定が更新をされた時点から新たな事業に移行をしております。福祉公社においては、いきいき支え合いヘルパーという市全体のヘルパー養成と、それから公社の中で今まで市の生活支援事業としてホームヘルプを受けていた方が、今度は生活支援事業から日常生活支援総合事業に移行していくということで、日常生活支援総合事業自体の予算は市の予算でございます。

長澤理事長 日常生活支援総合事業の予算の中身を教えてください。

高橋訪問介護係長 総合事業のほうに移る割合が要支援から1割、生活支援事業から1割というふうに計算をしております。あとは1割負担、2割負担というふうに利用者の負担も変わってきますが、その割合で計算をしております。日常生活支援総合事業自体が介護保険の予算なので、介護保険事業の中に組み込んだ予算を立てております。

安達理事 仕掛けはわかりましたけれども、事業計画を読んでいますと、要支援1、2の方が日常生活支援総合事業へ移りますということですから、それは移ったときに総合事業のほうの予算が逆に言えばどれだけふえるのかなというふうに思っちゃうわけですね。ところが予算

書のほうではそれが今説明されたような立て方ですから、出てこないの、この辺がわかればどれくらいの額がこっちにずれ込むのかなと気になったものですから。

福島総務課長 額としては、この予算書詳細説明欄の総合事業のほうに移られた方のものです。もとは本当はその上にあった家事援助、生活支援という部分にいた人が総合事業に移ってきているものです。

安達理事 生活支援という部分の人の一部がこの総合事業に移った。この中の内訳で移動したという形ですね。わかりました。

安達理事 それでね、さっき説明で介護福祉士の受験資格で、取得するための経費の負担。資格を取った人がそのまま居ついてくれるための仕掛けというのは、どういう仕掛けをされているんですか。

荒井課長 今実際に働いていらっしゃる方で、このまま継続して働いていただけるというよう、資格を取りながらも働いていただくためには、まず資格の費用援助をしようという、まずその段階でございます。

長澤理事長 武蔵野市の事業所全てを対象にしているか、ホームヘルプセンターだけを対象にしているのか、その辺はいかがですか。

荒井課長 ホームヘルプセンターに登録しているヘルパーが対象です。そのほかにも一つ、来年度、長時間勤務者の待遇改善として、介護福祉士で月に40時間以上就労してくださった方の時給のアップを考えておりますので、それで引きとめることができるのではと考えております。現在福祉公社の登録ヘルパーとして活動されている方が介護福祉士の資格を取るに当たって、受験を応援し、その結果、介護福祉士として福祉公社で月に40時間以上就労してくださった方に関しては、時給を上げるという来年度予定をしておりますので、それで継続して働いていただけないかというふうに考えております。

安達理事 わかりました。それからケアキャリアを実施する一定期間というのはどれぐらい。

荒井課長 このホームヘルパー養成講習のケアキャリア28に関しましては、3カ月で50時間の勤務をしていただいた方に対して、キャッシュバックをするということでございます。

安達理事 もっと長くてもいいんじゃない。ちょっと短い。それは意見というか感想です。

荒井課長 その点は検討させていただきます。ありがとうございます。

安達理事 ありがとうございます。

大野理事 今の安達理事の質問の関係で、私も一定期間というのはどのくらいなのかということをお聞きしたいなと思って、3カ月ということだったんですけれども、私も意見としてはもう

ちょっと長くても大丈夫じゃないかなと。余り長い拘束だと、確かに職業選択の自由みたいな関係で問題にはなると思うんですけども、3カ月はちょっとどうなのかなと、そこは検討していただいて。

それから、その下にある武蔵野市認定ヘルパーというのがあるんですけども、その武蔵野市認定ヘルパーというのは、認定されるとどういうことになるのかというのを教えていただけますか。

高橋訪問介護係長 総合事業へ移行された利用者のところへ派遣できるヘルパーとなります。要支援1、2から総合事業へ移った方へ派遣できるヘルパーです。

大野理事 逆に言うと、認定ヘルパーじゃないと行けないという、そういうことですか。

高橋訪問介護係長 現在は、10月から始まりまして、1年間は移行期間で、まだ有資格者でもいいんですけども、来年度以降は総合事業の認定ヘルパーで対応するというふうに聞いています。

大野理事 事業番号3権利擁護事業のところなんですけれども、生活保護のことが出てきているんですけども、この生活保護のところ、市の生活福祉課ですか、市の生活保護の部署との関係ですね。どういう役割分担になっているのかというのを教えていただきたいのと、あと事業番号13の高齢者総合センターのところで、施設の管理維持経費を節減するため第三者によるコンサルティング導入ということが書かれているんですけども、これはどういう目的で、どういうコンサルティングを考えているのかというのを教えていただきたい。

小林権利擁護センター長 生活保護受給者の方は、日常的な総合的な生活の相談なり、あと必要によって指導ということは、生活保護の担当のワーカーさんが行いますけれども、私たちは受給者が日常的に保護費を適正に使っていくために、どうしたらいいかということ、受給者と一緒に、適正な日々の使用ができるよう、金銭等の管理を支援していくといったところがかかわっております。

大野理事 そうすると、生活保護を認められた方ですね、生活保護受給者の方というのは、市のワーカーさんですか、ソーシャルワーカーの方と福祉公社の担当者、2人が面倒を見るというか、つくという、そういう形になるんですか。

小林権利擁護センター長 そうですね。ただ、私たちも金銭だけのことということはどうしてもいかないので、生活にかかわることですので、必要に応じて順次連絡をとりながら、役割をその都度確認しながら、一緒になって支援していています。

大野理事 ちょっとほかの市の生活保護を受けた方、ちょっと成年後見とかも関係していたん

ですけれども、生活保護受給者の場合は市のソーシャルワーカーの方がついて、いろいろ細かく報告したり相談したりしてきますよね。武蔵野市の場合はそれが2人になって。例えば報告とかというのは2人にしていくという、そういうような形になる。

小林権利擁護センター長 今、私たちが生活保護の方の金銭管理をしている中で、後見の利用の方というのは実際いच्छらないので、後見がついた場合どうなるのかというのがイメージがまだできないんですけれども。ただ、その方の担当というのは、生活保護のワーカーの方になりますので、私たちはその方の、例えば何でしょう、その方に対する支援の計画とか、その方に対する自立の計画というのが個別にあるんですけれども、その方と保護の方で双方で合意した自立の計画に沿って、私たちもその中の役割分担として、そしてかかわっていくということなので、主たる支援者というのは生活保護のワーカーさんになるのではないかと思います。

大野理事 金銭管理そのものをしていくという、そういう感じ。

荒井課長 あくまでも生活保護のワーカーが中心でございます。例えば保護費は月1回支給でございますよね。でも月1回だと次の日には保護費がなくなったという、そういうご自分で金銭をきちんと管理できない方たちに対して、自立支援プログラムというので、市のほうで本人に確認をしまして、例えば週に1回、公社に1万円をとり来ると。週に2回、2万円をとり来ると。そういうことの私どもお手伝いをさせていただいているんですね。

ただお金を渡すだけではなく、その方のご様子を見るものですから、状況がよくわかります。それを市に報告して、市とともにその方のために考えていくという、そういう事業でございます。

小野管理社会活動センター長 施設の維持管理経費節減のための第三者によるコンサルティング導入についてご説明させていただきます。今、武蔵野市役所におきまして、第三者によるコンサルティングを導入することで庁舎の維持管理経費を節減する取り組みが検討されていると聞いてございます。高齢者総合センターも市の施設でございますので、同様に、第三者のコンサルティングを導入することで維持管理経費の節減が図れるものと考えております。

今後、市役所から情報を取り入れまして、高齢者総合センターにおきましても取り入れることを検討していくということでございます。

大野理事 建物を何か修復とかそういうことじゃなくて、建物の維持管理費を節減するためにどうすればいいかということを検討するために、コンサルティングを導入しようと、そういうことですか。

福島総務課長 あくまでも維持管理費でございます。当然、委託とかも含まれてくると思いま

すが、今まで例えば光熱水費についてもいろいろな電気料金があるように、専門のコンサルティング業務を行っている会社がございまして、ここが全般的な維持管理費に関して、どこを見直したらもっと安い経費でできるというような形の計画案をつくっていくというようなことを、公共施設で順次進めていく予定が市にございまして、高齢者総合センターが本来であればもう既に対象施設に入っているはずなんです、今後順次進めていくものと考えています。

大野理事　そういうことをコンサルするコンサルティングというのは、どういうところになるんですか。

福島総務課長　ちょっと今思い出せません。申しわけありません。

大野理事　要するに、経費について無駄がないかどうかとあって、一応自分たちだけではなくて、そういうことになれている専門家を入れてもう一度検討してみようと。そのことについてだけ第三者に委託して、検討して、プランを出してもらおうと。そういうことなわけですよ。福島総務課長はい、そういうことです。

黒竹理事　管理部門の広報充実に関してなんですけれども、これは以前にもお話があったやに覚えているんですけれども、収支バランスの改善という中で、自主事業とか介護保険事業の利用者数を拡大するというので、一層の広報の充実を図ったほうがよろしいんじゃないかという、そんなお話があったかと思うんですけれども。その中で、今回このホームページ全面リニューアルということが一つ項目として上がっているんですけれども、実際にご利用さんを考えた場合、高齢の方が比較的多いんじゃないかと思われま。その場合に、こういったホームページのリニューアルでどの程度周知できるかというのが1点疑問としてあるんですけれども。

そういった中で、例えば市の広報、市報の中に折り込みで入れるとか、そういった紙ベースの広報活動といったものも一つ考えられるんじゃないかなとは思いますが、そこら辺の対応、具体的な対応、何かお考えになっているかどうかですけれども。

福島総務課長　理事ご指摘のとおり、ホームページの効果がそれほど大きいとは考えてはおりません。ただ、利用に当たってはご家族の意向というのも大きいところがあるかと思しますので、一定の効果は見込めるのかなというふうに想定をしているところでございます。

例えばホームヘルプでいいますと、どういう広報が集客効果が高いのか内部で検討した際においても、やはりケアマネジャーへの周知というのが一番大きいんだらうというのが主な点でございます。

ですので、現在も各居宅介護支援事業所については担当のほうで公社のPRを進めるといっ

たことを重点的に進めているものでございますが、大手等についてはケアマネとホームヘルプで一定の囲い込み実施をしております、福祉公社においては介護報酬の低い部分を公社でお願いできないかというような形で、経営面でのセーフティーネットみたいになっているところもあるのではないかとというふうに課題として考えておりますので、その辺においては今後のホームヘルプセンターの役割。いわゆる処遇困難者とか、いろいろ家族に事情がある方というような点でのセーフティーネットというのは一定あるかと思いますが、ここの経営的な、他事業者の経営的なセーフティーネットということでも、役割としてあるのかということについては、今後よく検討してまいりたいと思います。

黒竹理事 経営的な観点もさることながら、もう1点思っているのは、実際ケアマネさんが各種窓口になるケースが多いということ、これは事実だと思うんですけども、残念ながらケアマネまで行き着かないような方もおられるんじゃないかと思うんですね。そういった方々に対して、どうやって公社の存在、活動内容を知らしめるかという方法、それも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

その中で私先ほど、市報の中に盛り込みしたらどうだという話をしたのは、市報は基本的には全戸配布されていますよね。それでよく読んでいけば、その中に公社のことも書いてはあるんですけども、なかなかそこまではごらんにはならない。そうじゃなくて、折り込みチラシ1枚ぼんとそこに入っていれば、ああ公社ってこんなことをやっているんだということで、そこにアプローチしてくる可能性も出てくるんじゃないかと、そんな思いで見えていたんですね。

ですので、市報に折り込み入れるのがいいかどうかは別として、何らかの形でそういう、なかなか情報が届きにくい方のところに情報を知らしめる方法を考えていただければと考えているところです。

服部課長 市報に折り込みを入れたこともあるんです。平成17年。それは権利擁護事業と有償在宅サービスの宣伝のためにですね。当時、その反響というのは線香花火みたいにあったんです。ただ、利用者には結びつかなかった。結局、福祉公社というのはいわばルートセールスみたいなものでありまして、ケアマネジャー、それから福祉に携わるさまざまな機関に、いかに福祉公社の機能を理解してもらうかということ、これが一番重要だと考える。そのためには紙媒体で羅針盤を出しているんですが、これは大分浸透はしてきているんです。

高齢者総合センターに置いてある、配架してある羅針盤なんですけれども、ほとんどなくなっている。追加で刷るぐらい。そういったことで、私自身は広報担当として、福祉公社は誠実にこれこれのことを毎月毎月行っているということを知らしめ、それがだんだんすそ野が広が

ってきて、在宅介護支援センター等のニーズ発見とか、あるいは社会活動センターに集う元気な高齢者の頭にインプットされるとか、あるいは地域健康クラブ、これは非常な動員数があります。そんなところに浸透して行って、宣伝をしていきたいというふうには考えています。

安田監事 予算明細書で2カ所、細かいところですけども。まず最初に、予算明細書の18ページの1行目のところが修繕費支出なんですけど、27年度予算額と比較増減のところには数値が入っていないので、本年度予算ではないんですけども、縦横が合わないんじゃないかと思われるので、ご確認ください。もう1点が、予算明細書の56ページの一番下の事業活動収支差額の比較増減の数値が明らかに違いますので、これも縦横、ご確認くださいと思います。

新谷総務主査 修正いたします。

大野理事 2点ほどありまして、一つはこの事業計画案自体じゃなくて、もうちょっと一般的な質問になってしまうんですけども、成年後見事業についてなんですけども、成年後見事業、これからも収入としてふえていく、それから公社が成年後見人になっていく人がふえていくという、そういう立場で計画案を立てていますよね。その場合、成年後見事業を大きくしていくということは、結局成年後見事業にかかわっていく職員がふえていくということだと思っておりますけども、成年後見事業を担当する職員の方をどういうふうを選び、それからどういうふうにより教育されているのかということですね。成年後見事業の場合、生活面のサポート、心身監護だけではなくて財産管理もしていかなければいけない。財産管理って、権利擁護のように一定の部分に限定されているわけではなくて、全般的な財産管理をしなければいけない。かなりの知識が必要なんですよね。善管注意義務とかという厳しい義務もあるので、成年後見事業に携わっていく職員の方たちの質というのはきちんと保っていかなければいけない。しかも福祉公社が法人として成年後見人だというのは、これって法人成年後見人って結構珍しいし、しかも持っている数ってかなり多いほうなんですよね。だからそういう意味でも福祉公社が成年後見人になっていけば大丈夫だというふうに思ってもらわなければいけないので、一定の質を保ってもらいたい。なので、このところをかかわっていく職員の教育をどうするのかというのは、どういうふうを考えているのかということの一つ教えていただきたい。それからもう1点は、重点項目の4番で、福祉公社と市民社協の組織のあり方の検討というのがありますけれども、これについては一定の何年までにこういう結論を出すと、そのためにはどうしていくというようなプログラムを考えていらっしゃるのかどうか、ここを教えていただきたい。

荒井課長 現在、成年後見に関するスタッフの研修は、東京都がやっております、コア研修、結構長い研修なんですけども、それに伺って行って、させているということだけでございま

す。あとは実績がございますので、その実績、今まで受任してきた実績を踏まえて、担当職員が新担当に伝えていくという、そういう事業継続を今しております。

福島総務課長 成年後見の職員については、一昨年異動した職員も、いわゆる権利擁護事業で十分な実績を積んだ職員を異動し、配置をしているということで、研修自体は先ほど課長から説明があったようなところなんです、一定のそういう処遇実績をもとに配置をしているところではございますが、成年後見の法律的・社会的な責任の重大性を踏まえて、今後の人材育成、それから研修のあり方については、改めて検討させていただきたいというふうに考えています。

それから、社会福祉協議会との組織のあり方の検討についてでございますが、先ごろ市の第5期長期計画、調整計画において、最終的に福祉公社と社会福祉協議会については自助・共助・公助によるまちぐるみの支え合いを推進していくため、それぞれの役割の明確化を行った上で、統合の準備を進めるというふうに記述がされたところでございます。

この調整計画の計画期間が平成28年度から32年度までです。ということで、文言でいうと28年度から32年度は準備を進めるんだというのが市のそういう意味では決定事項でございます。

この受け取り方といたしましては、基本的には、もし仮に統合するとすれば、早くともこの計画期間の4年間の間にということですので、その間に準備を進めるという言葉が踏まえれば、最終的にはそこまでに両組織での組織決定ができる。統合するしないにかかわらず組織決定を行うというのが一定のスケジュールかと考えておりますので、来年例えば統合するとかというようなスケジュールではないと考えています。

荒井課長 先ほど安達理事のほうから認知症の見守りのヘルパーの実績が見えにくいというようなお話だったんですけども、11番の事業番号の事業は生活支援ヘルパーの派遣と認知症支援ヘルパーの2本立てになっておりまして、生活支援ヘルパーが先ほど申し上げましたように、日常生活支援総合事業に移ってってしまうために、予算がかなりの額、減額されております。収入が減っております。

認知症ヘルパーの派遣事業としましては、今年度は4,800時間の時間数で計算しておりますが、来年度は6,000時間ということで、1.3倍の時間の予算を立てているというところで、両方合わせますと確かに活動収支が28年度予算額が27年度予算額よりも低くなってございますけれども、認知症ヘルパーの時間数はふえるというふうに予算立てしております。

安達理事 労働密度が高くなるんですか。

○荒井課長 いいえ。労働密度が高くなるということではなく、生活支援ヘルパー事業が少なくなってしまう、時間数が減ります。その分、認知症の時間数がふえるということの予算立て

をしているということなので、ヘルパーの時間数が全体的にはそんなに変わらず、認知症の時間数がふえるという、それだけでございます。

安達理事 わかりました。ありがとうございました。

長澤理事長 今、黒竹理事や、それから大野理事のほうから貴重なご意見もいただきましたので、ぜひ事務局のほうではその辺を踏まえて、情報発信等、それから研修ですね、成年後見制度への研修。これについては場合によったら大野理事にまたご相談をさせていただきたいと思えますけれども、きちっとした形でやっていければと思いますので、よろしくをお願いします。

その他、質疑、意見なく、「日程第4 議案第28号 平成28年度事業計画及び収支予算について」は収支予算書の一部、数字の修正のうえ、「日程第5 議案第29号 老後福祉基金の一部取り崩しについて」は原案のとおり、1件ずつ採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第6 議案第30号 平成28年度常勤役員の報酬及び賞与の額について」

事務局説明

福島総務課長 「議案第30号 平成28年度常勤役員の報酬及び賞与の額について」ご説明申し上げます。役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第3条に定める平成28年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、評議員会に提案するため、承認を求めるものでございます。

具体的な額につきましては、別紙資料のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑

質疑、意見なく、「日程第6 議案第30号 平成28年度常勤役員の報酬及び賞与の額について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第7 議案第31号 理事の辞任に伴う後任者の推薦について」

事務局説明

福島総務課長 「議案第31号 理事の辞任に伴う後任者の推薦について」ご説明申し上げます。長澤博暁理事から辞任願が提出されたことに関連し、萱場和裕氏を本理事会から評議員会に対して理事候補者として推薦することについて承認を求めるものでございます。萱場和裕氏については別紙の履歴書をごらんください。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑

質疑、意見なく、「日程第7 議案第31号 理事の辞任に伴う後任者の推薦について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第8 議案第32号 平成27年度第4回評議員会の開催について」

事務局説明

福島総務課長 「議案第32号 平成27年度第4回評議員会の開催について」ご説明申し上げます。定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑

安田監事 日程第3のところの職員給与規程の規程が抜けているようです。

その他、質疑、意見なく、「日程第8 議案第32号 平成27年度第4回評議員会の開催について」、は一部修正の上、採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第9 報告事項 本社屋の長期保全計画の策定について」

事務局説明

福島総務課長 本社屋の長期保全計画の策定についてご報告申し上げます。

福祉公社及び社会福祉協議会は、平成25年6月に両団体の事務所として土地及び建物を取得いたしました。今後、本部事務所を安定的に使用していけるよう、適切な時期に必要な修繕等を行う必要があります。このため、本計画では鉄骨造の減価償却資産の耐用年数50年を踏まえまして、既に14年が経過していることから、今後の30年間の修繕計画を定めたものでございます。今後は本計画に沿って本部事務所の保全を図ってまいりたいと考えております。詳細については担当からご説明申し上げます。

工藤主任 詳細についてご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

1ページ目は本計画の構成と使用した様式のほうを記しております。本計画は、平成20年に国土交通省によって策定された長期修繕計画標準様式、長期総合計画作成ガイドライン及び当コ

メントをもとに編集し、作成しております。具体的な内容についてご説明いたします。

2ページから4ページについては、本事務所の設備等の概要について記載しているものでございます。続きまして、5ページから少し飛びますが、12ページまでの間ですが、本計画を作成するに当たり、実施した調査の概要についてその結果を記載したものでございます。続きまして、13ページから19ページについてですが、本計画作成の考え方及び推定修繕項目及び修繕周期の設定について記載しているものでございます。そして、20ページから27ページ、A3のものでゼットになっているところでございますが、こちらについては今後、30年間の修繕内容及び修繕工事費の詳細について記載しております。1つずつごらんいただきます。まず、20ページの総括表につきましては、今後30年間に必要と推定される工事費の一覧となっております。21ページにつきましては、その内容を可視化したものでございます。23ページは工事費の内訳の詳細を記載しております。そして24ページ以降は、その根拠となります工事の単価等を記載した明細書でございます。

福島総務課長 本計画の策定に当たりましては、原案については事業者に委託をして実施をしているところですが、策定の根拠となる修繕サイクル、単価等につきましては、市の施設課にも見てもらいまして、適正な形で計画されているというようなことの監修はいただいたところでございます。もう一つ補足で、ここを取得するまでは賃借料は市から補助されていたという経過を踏まえまして、とりあえず28年度の修繕料のほうについては市からの補助で実施できると。これが長期的に担保されるかという、なかなか難しい面もあるかと考えておりますが、来年度についてはそのような形で補助されるということでございます。



質疑

質疑、意見なし。

以上をもって議案の全部を終了したので理事長は閉会を宣言した。

本理事会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成28年 3月 29日

議長 (理事長) 長澤博暁  

議事録署名人 (監事) 安田大  

議事録署名人 (監事) 五十嵐利光  

